

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第6号

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇
等に関する規則（令和3年愛知県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一
部を次のように改正する。

第13条第1項中第11号を第16号とし、第10号を第15号とし、第9号の次に
次の5号を加える。

- (10) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週
以外の期間によって勤務日が定められている者で一の会計年度の勤務
日が121日以上であるものであって、6月以上の任期があるもの又は6
月以上継続して勤務しているものに限る。第13号及び第14号並びに次項
第3号及び第4号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務
しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当
該通院等が体外受精その他の広域連合長が定める不妊治療に係るもの
である場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (11) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定で
ある女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出
た期間
- (12) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週
間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用
職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に
就く期間を除く。）
- (13) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情
にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い、勤務しないこと
が相当であると認められる場合 広域連合長が定める期間内における
2日の範囲内の期間
- (14) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8

週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第8条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

第13条第2項中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、同項第7号中「（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で一の会計年度の勤務日が121日以上である者であつて、6月以上継続して勤務しているものに限る。次号において同じ。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第8号を第4号とし、第9号から第11号までを4号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第7号及び第8号」を「第1項第10号、第13号及び第14号並びに前項第3号及び第4号」に改める。

第14条第1項中「、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、「特定職に」を「任命権者を同じくする職に」に改める。

第15条第1項中「であり、かつ」を「であつて」に改め、「であつて、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第13条及び第15条の規定は令和4年4月1日から、改正後の規則第14条の規定は同年6月1日から適用する。